

## 平成 29 年度 新規相談支援事業所の開設等について

### 1. 相談支援事業所とは

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身状況及び住居環境等を考慮した上で相談に応じるため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、適切な情報提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、利用者にとって必要な支援を行うための事業所です。

#### ※具体的な事業内容

##### (1) 市町村相談支援機能強化事業

多様な相談に対応できるよう、社会福祉士等の専門職員を配置します。

##### (2) 障害者相談支援事業

身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児やその家族に対し、福祉サービスの利用援助に関する支援、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助に関する支援、専門機関の紹介に関する支援を行います。

##### (3) 住宅入居等支援事業

不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居手続きに関する業務、利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務。

##### (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の相談、啓発活動等に関する業務

##### (5) 町自立支援協議会の運營業務

自立支援協議会の運営事務

### 2. 町内に新規の相談支援事業所が必要な理由

平成 28 年度現在、町委託により町内には「生活相談室すまいる」の 1 事業所が設置されていますが、障がいのある人の増加や障がいのある人をとりまく課題の多様化に伴い、相談件数も増加傾向にあります。

また、平成24年4月の障害者自立支援法（現障害者総合支援法）・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するにあたり、「サービス等利用計画」の作成が必要となりました。「生活相談室すまいる」では、このサービス等利用計画の作成等を担う事業所でもあるため、サービス等利用計画業務に追われ、相談支援事業に支障が生じている状況があります。（※平成27年度「生活相談室すまいる」の相談実績等は、別紙、資料8を参照してください。）

#### 【町の相談支援体制に係る課題】

★利用者（障害者等）から寄せられる相談に十分な対応ができなくなっている。



★地域で生活する利用者（障害者等）の課題解決に結びつかない。  
利用者（障害者等）の日常（地域）生活に支障が生じる。

### 3. 町の相談支援体制に係る課題を解決するため

寒川町障がい者福祉計画に基づき、平成29年度に新たな相談支援事業所として1事業所を開設し、町内2事業所体制とし、相談支援体制の強化・充実を図ります。

#### 【サービス見込量と考え方】※寒川町障がい者福祉計画抜粋（P91）

現状では町内の事業所は、1箇所ですが、障がいのある人の増加や障がいのある人を、とりまく多様な課題に伴い相談件数も増加傾向にあり必要性が非常に高いものと考えられます。

このため、平成29年度に事業所を1箇所、相談員数も同等に増やした数値で見込みました。

（29年度までの見込み）

サービスの名称		27年度	28年度	29年度
相談支援事業	事業所	1	1	2
	相談員数	4	4	8

※各年度末の年間見込量

#### 4. 新規相談支援事業所の運営法人の選定等について（予定）

平成29年度に開設する新たな相談支援事業所の運営法人（委託先）は、広く公募を行い、複数の法人から企画・提案をしてもらい、その中から優れた提案等を行った法人を選定することを目的に、「公募型プロポーザル」による選定手法を検討していきます。

なお、運営法人選定にあたっては、公平性・中立性を確保する観点から、町職員だけで選定するのではなく、地域自立支援協議会委員のなかからも選定メンバーを選出（3名）いただき、プレゼンテーション等の評価者を務めていただきたい考えです。

##### ●運営予定法人選定に係るスケジュール（予定）

時 期		内 容
平成28年度	7～9月頃	町において公募型プロポーザル実施要領等の作成・準備等
	10月頃	プロポーザル参加申込受付 ※受付期間は1ヶ月程度を予定
	11月頃	申し込みのあった法人の中から、運営予定法人を選定。 ※書類審査とプレゼンテーションを予定 ※なお、選定の公平性・中立性を確保するため、 <u>選定メンバーに、地域自立支援協議会委員から3名をご選出いただき、プレゼンテーション等の評価者として町職員（担当部長、課長、主査の3名を予定）とともに選定作業に従事していただく予定です。なお、選出委員は、委員名簿のうち、当事者・家族及び公募の町民から選出いただきたい考えです。</u>
	11月頃～	運営予定法人を選定 ※選定された法人による開設準備の開始
平成29年度～		新規「相談支援事業所」の開設 運営開始

※当該スケジュール等は、平成28年7月8日（金）時点での予定となりますので、今後変更になる可能性があります。